

大学生の家族観と家庭科における「家族」に関する題材設定の試み

A Research in University Student's Family Values and Matter Setting about "Families" for Home Economics

鈴木 敏子 (家政教育講座)

SUZUKI Toshiko (Department of Home Economics Education)

1. 緒言

家庭科は、その名称から家庭のことを学習する教科であるというように容易に推測される。そして家庭のことという家事・育児としてイメージされやすく、家庭をつくっている人のこと（家族および家族関係）やその営み方（生活経営）について学習するということはなかなかイメージされにくい。しかし、そもそも家庭科には「家族・家庭観」を育むねらいがあるのであって、実際、ある種の「家族・家庭観」を育むことが期待され、育んできた¹⁾。食や衣、つまり調理実習や衣服製作の学習を通して、である。

ところで、1947年3月31日に制定（4月1日施行）された学校教育法の第18条[教育の目標]の「日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。」は、戦後、社会科とともに新設された家庭科²⁾にもっとも直結した目標であるといえるが、それは、2006年12月に全部改正された教育基本法によって2007年6月に大きく改正された学校教育法で、「家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他について……」（第21条の四）と、「家族と家庭の役割」が挿入された。それは学習指導要領の改善の方向を示した2008年1月の中央教育審議会答申の「家庭、技術・家庭」の「改善の基本方針」へと連なり、小学校、中学校、高等学校、いずれの学習指導要領の家庭科（中学校は「技術・家庭」の「家庭分野」、高校は「共通教科」の「家庭」）においても、「家族・家庭」が重視された改訂となった。「少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった」（傍点筆者）社会の変化に対応した改善であるといわれている（中央教育審議会 2008）。いみじくも、『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』では、「家庭分野」の目標の解説の締めくくりに、「家庭分野の学習は、……家庭観などについての確かな考え方を醸成するものであり」（傍点筆者）（文部科学省 2008、40）とある。

では、「家族と家庭の役割」とは、この場合の「家庭観」とは、どういうことであろうか。それは、改正教育基本法の「新しい」教育の理念に基づいて改正された学校教育法の第21条[教育の目標]の一～三に掲げられたいくつかの行動規範や道徳規範との関連にも意を払う必要があるようである。

さて、筆者は、家庭科で「家族」の授業がやりにくいといわれてきた背景の一つとして、次のように述べたことがある。「家族や家庭は自明のものとして、ア・プリオリにとらえられていて、家族や家庭とは何？と、問うてみる文化や風土があまりない……ことがあるようです」（鈴木 2004、53）と。それは、その頃、当時の中学校の家庭科教師との会話のなかで、彼女がポロッと言ったことに納得したことであった。そうしてみると、小学校の家庭科の教科書の家族の扱い方が子どもの家族の実態にそぐわないことに疑問を抱いた坂田（2001）が、「封殺されそうになっている『家族の問題』を語りはじめよう」と提起していることに耳を傾けたい。坂田（2001）は、「『家族問題』を……その背景にある政治的課題を不問に付し、そればかりか積極的に政策にのっていきようなことにしないために」ともいう。また、急速な家族変化に直面した日本と韓国の近年の家族政策を比較した相馬（2011）によれば、韓国では、政策課題の全面に「家族」概念そのもの、つまり家族像の見直しが出ており、家族・家庭概念自体の政策論議が活発であったのに対して、日本の場合は「家族像見直しなき暗黙的な『家族政策』」であると指摘する。

「家族・家庭」は、「現代の Issue（難問・論争的）概念の1つ」（鈴木 2009a,16）であり、家庭科のあり方、教科論を追求するうえで自明のものとして問わないですますわけにはいかないものとする。

以上のような動向や問題意識から、本稿は、小学校で家庭科を担当する可能性のある大学生が、自らの家族・家庭観と向き合う機会になることを願って試みた授業の経過と題材について報告するものである。

2. 方法

対象は、横浜国立大学教育人間科学部学校教育課程で、小学校教員免許状取得のために1年次生に開講している「小教専家庭科」の授業およびその受講生である。今回は、表1に示した2010年度後期開講の受講生1年生118名（他に過年度生が8名いた）で、同一学年239名の約半数にあたる。なおこの授業は、2008年改訂小学校学習指導要領の家庭科の内容項目のうち「食」「衣」「家庭生活と家族」を、3人の教員が順に担当したものである。筆者は「家庭生活と家族」を担当し、以下のように進めた。

- ① 2010年10月5日の本授業のオリエンテーション時と11月30日：受講生の家族構成や家族観および現代家族の状況の把握の仕方を探るためのアンケート、物語づくり等。
- ② 同年12月7日：①で、現代家族の状況として受講生から一番多く上げられた「児童虐待」に関して、新聞記事の統計資料や事例を読んで意見や感想を記述。
- ③ ②と同日：「赤ちゃんポスト（こうのとりのゆりかご）」を知っているか否かアンケート。
- ④ 同年12月14日：「赤ちゃんポスト」に関するビデオを視聴し、意見や感想を記述。
- ⑤ ④と同日：②の事例のうち、2歳男児が焼死したアパート火災で、その子を1人にして遊びに出ていた母親が不起訴になったことを報じた新聞や雑誌の記事を読んで意見や感想を記述。

表1 対象数と分析数

	受講生総数	1年生	有効分析数
男子	64	59	44
女子	62	59	50
計	126	118	94

分析数は、以上の提出資料がほぼ揃っている1年生94名（男子44名、女子50名）とした。なお、ほとんど自由記述の回答であることから、結果の分析は、集計数値を示すというより、記述内容の傾向で論じることになる。

3. 結果

(1) 受講生の「家族」の捉え方

1) 「家族」概念の捉え方

まず、本講義のオリエンテーション時（10月5日）に「『家族』とは何か、あなたの考えるところを記してください」と尋ねた問に対する回答からみておく。

「社会における最も身近な集団。生活を共に生きる人たち。衣食住を共に行う。」「生活共同体」「家計を共にする人の集合体」「一緒に住んでいる人。血のつながっているかは関係なく。子どもと保護者。」というように、「家族」について、定義的に、一般論的な記述をした者は少なく、「自分にとって、最も気兼ねなく、リラックスして過ごせる空間をつくり出してくれる存在。必要不可欠。どんなことがあっても最後には必ず味方になってくれる存在。自分の全てを受け入れ、理解しようとしてくれる存在。」のように、ほとんどの者は、経験的な、自分にとっての「家族」の意味、機能といった面を記している。キーワード的に取り出すと、心の支え、拠り所、安らぐ場所、帰るところ、居場所、理解者、などがよくあげられており、それ故に大切なもの、かけがえのないものという価値を感じるようになっていく。

では、彼らはどのような「家族」からこのような経験知をだしているのだろうか。そこで、自分が家

族と考える人、つまりアイデンティティとしての家族の人数と続柄をあげ、その人たちを家族と考える（思う）理由を記してもらった。これについては無記名としたために記入者を確定できないので、当日出席・回答した115名分を集計すると、家族の人数は、2人から18人まであり、最多は4人で37%、次いで5人が26%、6人が9%、7人以上23%で、平均5.6人となる。父母と自分（たち）子どもという核家族が53%、それに祖父や祖母のいる直系拡大家族が19%、父親がいない場合が7ケースであるが内3ケースは祖父や祖母がいる。同居していない祖父や祖母、おじ・おば、いとこ、甥、死去した祖父母なども家族であるとした者が10数パーセントあり、それらは大体8人以上の家族になっている。なお、学生の半数余りは現在は親元を離れて横浜などで一人暮らしをしている。また7人がペットも家族として家族の人数に入れていたが、ここでは人数から除いた。

こうした続柄の人を家族と思う理由として、一番多いのは、(生まれた時から)一緒に住んでいる(いた)、暮らしている(きた)、同居している、という居住の共同性を半数以上の者があげる。次いで、血がつながっている(血縁関係)というのが2割くらいある。他には、戸籍にふれた者が2名、父とか姉のように続柄をあげる者、心がやすまる、頼りとなるといった家族の機能的な面をあげる者、「家族は家族だから」「なぜかわからない」「疑問を持ったことはない」というように記す者もあった。

いずれにせよ、「家族」というと、身近なものであるだけに、私的な経験的な範囲で概念づけられがちで、「家族」が社会的存在である側面への気づきはあまりうかがうことはできない。

2) 一つの絵からのストーリーづくりより

次に、図1の絵を示してストーリーをつくることにした。この内容は、2008年度の「家庭科概説」(2010年度から「小教専家庭科」と改称)の授業でも試みたもので、その結果、近年では家族は「多様化」しているといわれるにもかかわらず、画一的な家族イメージ、ジェンダー観をもって如実に「近代家族」像が描かれたことを日本家政学会第61回大会で報告した(鈴木 2009b)。この時は受講生一人ひとりがストーリーをつくったが、今回2010年度は、数人のグループで話し合いながら一つのストーリーをつくることとした。なおこの絵は、野沢慎司他編『Q&Aステップファミリーの基礎知識—子連れ再婚家族と支援者のために』(明石書店、2006年)の表紙カバーと中表紙に描かれていた絵であり、外観からは区別はつかないものの、ステップファミリーを表しているといえる。



出典：野沢慎司他編『Q&Aステップファミリーの基礎知識』明石書店

図1 ストーリーづくりの資料

29の班ができたが、ほぼどの班も一つの「家族」を設定した。夫婦が再婚で子どもは母親の実子ではない、夫婦別姓を望み婚姻届未届けというものが一例ずつあったが、次に典型的な短いストーリーを例示する。

山田家。父(37)、証券会社勤務、月収42万円、趣味・日曜大工。おこると怖い。母(36)、旧姓(今泉)、父と同じ会社を寿退社、主婦、週1回学童保育ボランティア、趣味・ガーデニング、優しい。長男(9)小3、サッカークラブ所属、やんちゃ、帽子が大好き、植物も好き。長女(7)小1、習い事・ピアノ、人形が好き、比較のおとなしいタイプ。ある日曜日、家族みんなでハイキングへ(6時起き)、母親は5時起きで弁当を作る。父親の運転で山へ。途中、海老名で休けい。山に着くと長女が山に登りたくないと言わぬ口ぶり。しかし大好きな

お兄ちゃんがどんどん行くので仕方なくついて行く。お兄ちゃんがいろんな植物を見つけては妹にプレゼントする。妹もだんだん楽しくなってくる。それを見てほほえむ両親。しかしお兄ちゃんがバテる。そしてグダる。そこで妹が歌い出す。両親がハモる（父 Bass、母 Chorus）。お兄ちゃん回復。先頭切って歩き出す。山頂へ到着、みんなでお弁当。その後、隣にいた老夫婦に撮ってもらった写真がこれ。

2008年度の場合とほぼ同じ傾向がみられた。そこで、固定的な「近代家族」概念を崩し、「近代家族」概念を超える方向をとることが課題ではないかと考え、受講生から現代家族の状況として一番多くあげられ、また上述のように捉えられた「家族」のあり方と隔たりのある児童虐待について、題材としてとりあげることにした。

（2）児童相談所における児童虐待相談対応件数等について

厚生労働省は2010年7月28日、例年のように前年度（2009年度）の児童相談所における児童虐待相談対応件数および08年度の虐待による死亡事例調査結果を発表した。各紙の同日の夕刊の記事となっていた。前者は前年度より増えて過去最多の44,210件になったこと、後者も増えたことが報じられている。そこで、朝日新聞の記事に、1990年度から2009年度までの同相談対応件数の推移のグラフを添えた資料を配布した。その記事は、このように件数が増えていることを推測する理由、件数の多い都府県、可能になった強制立入調査は1件にとどまったこと、虐待死事例の月年齢別人数やその背景などを主な内容にしている。

それを読んだ意見には次のようなものがある。

少子化により子どもの数は減っているはずなのに、児童相談所の相談件数がここ10年ぐらいはものすごい増え方をしていることに驚いた。

神奈川県が一番多いことに驚いた。

立入調査も行われているのはほんのわずかであり、解決に向かう傾向はあまり見られない。

虐待死の死亡事例で、0歳児が6割近くを占めていることから、最初から望まれない妊娠が多く、命の大切さを理解していない人が多く悲しい現実だと思った。最も衝撃を受けたのは、生まれたその日に虐待で死亡した子どもが16人もいて、医療機関を受診せずに出産していることである。

今の日本では、親という立場の重要さも理解せずに、勝手に子どもを作って、育てられなかったり虐待するのは勝手すぎるし、子どもがかわいそうだと思った。命の大切さを知らなすぎる気がする。この子どもたちは何のために生まれてきたのだろうか。親は責任をもち、愛を込めて子どもを育てなければならない。

近年では児童虐待が増えたといわれ、しばしば虐待事件のニュースに接していると思うが、改めて統計数値に接するとその多さに驚きをあらわにする者が多かった。この場合は児童相談所における児童虐待相談対応件数なのであるが、児童虐待の発生件数とみなされてしまうこともあるようである。そしてその原因として、望まない妊娠というような若者の性の意識や行動の問題である、親（特に母親）の責任や家族の問題である、と捉える者がそれぞれ6～7割と多く、それは新聞の報道内容に影響されている感がある。現代社会の状況を反映している問題として捉える者は10名程度みられる。

（3）2歳男児が焼死した年末夜ふけのアパート火災について

家族・家庭における児童虐待とみなされる事例の一つとして、2006年末のことになるが、埼玉県和光市のアパート火災で一人にされていた2歳男児が焼死したという新聞記事を取り上げた。それは短い記事であるが、2006年12月31日と年が明けた1月1日にも再度報じられた。資料として、朝日、毎日、読売の3紙の両日の記事のコピーを配布し、感じたことを記入してもらった。それぞれの記事の内容は表2である。つまり、当初は夫妻と男児の3人家族で、夫妻（父母）とも外出していたと報じられた家族は、翌日には一転して母と男児の2人暮らしとなり、その母親は、おにぎりなどの食料を置いたり、玄関を施錠するなど万端の体制を整えてはいたが、男児1人を残してスノーボードに行っていたのだという

表2 2歳男児が焼死した年末夜ふけの火事の3紙の報道記事の内容

	2006年12月31日朝刊			2007年1月1日朝刊、焼死者の身元が確認された		
	朝日	毎日	読売	朝日	毎日	読売
見出し	アパート火災 2歳男児?死亡	父母外出、 2歳児焼死	全焼、男児死亡	死亡男児の母 スノボで留守	おにぎりを残し外出 母はスノボ	焼死は長 男と確認
アパート の名義人	男性(24)	男性(24) (職業不詳)	男性(24)			
家族	男性、妻、長男 の3人	3人暮らし	男性、妻(24)、長 男の3人暮らし	女性(24)、長男と 2人暮らし	女性(24)、長男と2人 暮らし	女性(24) と長男
男性の所在	仕事	外出				
妻(女性・ 母)の所在	外出	外出		友人と群馬県に スノーボードに	友人と群馬県内にスノ ーボード	
女性の仕事					飲食店従業員	飲食店ア ルバイト
家の様子		玄関は施錠		約18時間家を空け 長男1人残っていた	午前5時半ごろ外出、午後 11時半ごろ帰宅、おにぎり などを置き、玄関を施錠	

(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、各紙の2006年12月31日および2007年1月1日の朝刊記事より鈴木が作成)

ショッキングなものであった。

これについては、信じられない、ありえない、考えられない、理解できない、といった驚嘆や憤りの言葉を投げかける者も多く、親の自覚が欠如している、親として無責任、など、9割以上の者がひどい親（それは母親ということになるが）であるというかたちの記述がされる。父親の責任に言及するものはわずかである。母親の実家や親戚、近所、友人、ベビーシッターなど誰かにあずけて行けばよかったのにとという者が20名近くいる。「父親は外出で、ふだんもまかせきりにさせられている育児を休んでスノボに出かけたのではないか。おにぎりを置いていっていたことから、他のひどい育児放棄をする母親と比べて悪い母親ではないと思う」というように、母親の状況について理解を示す者もわずかにみられた。

ところで、この母親は不起訴（起訴猶予）処分になったことが後日報じられた。「県警は……当初、若い母親の身勝手な行動が死を招いた可能性が強いとみて、……保護責任者遺棄致死容疑での立件も検討したが」さいたま地検は「刑事責任は問えないと、母親を不起訴（起訴猶予）処分にした」（朝日新聞朝刊、2007年3月29日付）とのことである。学生には、その背景や理由は示さずに、この母親は不起訴処分になったことを知らせ、それはどうしてか推測してもらった。

それに対して、よくあげられている意見は、これは不慮の事故であって故意の火事ではなかったから、母親に子どもを故意に傷つけようとする気や殺意はなかったから、火事は母親のせいでないから、おにぎりを置いていたり玄関を施錠して完全に育児放棄していたとはいえないから、ということである。「悪いのは親だけではない。今の社会を子育てに適する努力が必要だと判断したからじゃないだろうか」というような社会的事情を問題にしている者も若干あった。不起訴になったことに疑問を抱く者もいた。

(4) 大阪の2児放置死事件

二つめの児童虐待の事例として、大阪のマンションで幼い姉弟が母親に置き去りにされて死亡していたことが2010年7月末に発覚し、世間を震撼とさせて記憶に新しかった事件をとりあげた。資料としては、朝日新聞（東京本社版）朝刊2010年8月22日付けの1面と34面に掲載された記事で、事件の要点が記されているものである。1面には「ゴミの山 姉弟は寄り添って倒れていた」「大阪・2児置き去り」という見出しで発見された時の室の状況等が記されて元気だったころの姉弟の笑顔の写真が、34面には「ママ投げ出し 2児死亡」「まだやりたいこと いっぱい あんねもん」という見出しに容疑者（母親）の生い立ちや発見されるまでの経過なども記して容疑者の写真が載っている。

それを読んで学生が記した意見は次のようである。「自分の生んだ子どもをどうして最後まで責任を持っ

て育てることができないのか不思議でしかたがない。すべてから逃げ出したくなったから、2人を放置して死なせてしまうなんて本当に信じられない」「ひどい事件だと思った。明らかに子どもたちが死ぬ状況にして家を離れ遊んでいるなんて信じられないと思った。もっとよく考えて子どもを産むべきだった」「最近若い母親が増えているが、彼女たちに結婚と出産を軽視してほしくない。子どもの命を授かる妊娠を安易に考えるべきではない。子どもを母親として育てて行く決意がないのなら子どもを産むべきではない。」というように、他人事として母親に対して全面的な批判をむける者が約半数ある。4割強は、母親を批判しながらも、シングルマザーの大変さや母親の周囲に支えがなかったこと、母親の生い立ちなどに同情している。「もしかしたら、誰にでもこの母親のような状態になりうるのかなと思った」「誰だって最初から虐待しようと思っていたわけではないと思うので、何がスイッチとなるのか分からないところが怖い。」という者もある。父親を批判している者は数名にすぎない。児童相談所などの機関の対応のまずさを批判している者は10名余りある。これほどの事件になると、「自分が出産したいじょうは育てていくのは当然の義務であると思うが、女性(母親)ばかりが育児に重い責任を持つ日本の傾向は良くないと思う。」「この女性がすべて悪いわけではないと思う。子どもをひきとらなかった父親も、フォローできなかったまわりの人も、政策も悪いと思う。このような事件を解決するためには、社会の根本から変えていかねばならないと思う。」「今の社会の現状では、子どもがいることが女性にとって『足かせ』にしかなくていいように感じる。…悪いのを母親だけに限定することはできない。社会の制度をなんとしてもあたためたいものにすべき。」「こういう状況になってしまう日本の教育制度や文化に問題があると思う。個人の問題にするには放置事件など多すぎるので、国をあげて問題を解決する必要があるだろう。」などと、社会風土やシステムのあり方の問題へつなげようとする意見も出されてくる。

(5) 赤ちゃんポストについて

そこで、こういうことに対する一つの方策とも考えられるいわゆる「赤ちゃんポスト」について取り上げてみることにした。これまでには、毎日新聞(東京本社版)の2000年4月19日付けで、ドイツや米国の「『捨て子』ポスト」について報じられたことがあった。わが国では賛否両論が渦巻き、どちらかという批判的な世論が強いなかで、乳児の遺棄や児童虐待などが起きていることに心を痛め、いのちを救いたいとの思いで、2007年5月10日に運用が開始された熊本市の慈恵病院の「このとりのゆりかご」がある。

1) 赤ちゃんポストを知っているか否か

まず、「赤ちゃんポスト『このとりのゆりかご』」について知っているか否かを質問した。「よく知っている」8名(8.5%)、「聞いたことがある」71名(75.5%)、「ほとんど知らない」15名(16.0%)であった(図2)。

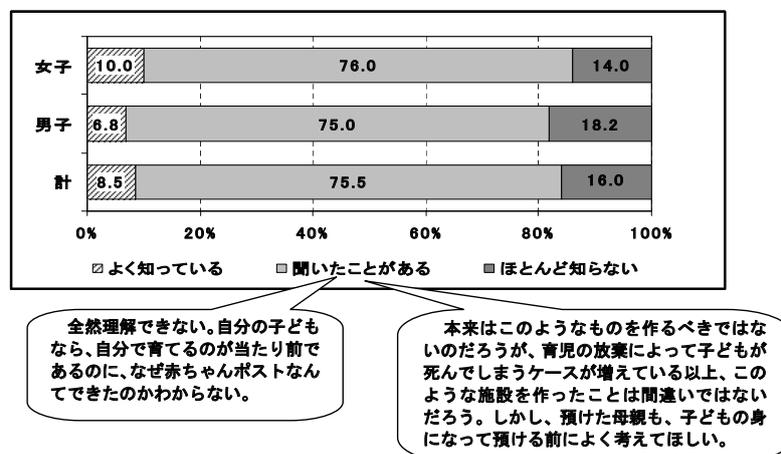


図2 「赤ちゃんポスト」を知っているか否か

十分に知っているわけではないが、まったく知られていないわけでもない。中学校や高校の授業で扱ったことがある、受験勉強の時事問題で学んだことがある、地元熊本出身である、という者などが合わせて数名あった。男子より女子の方に知っている傾向がみられた。

それについてどう思ったかということを書き記すことも求めたところ、10人くらいは赤ちゃんポストとはどういうものであるかということを書き記すにとどまり、30人くらいからは評価的な思いが記された。育児放棄を助長する、命を軽視している、無責任な母親である、育児は（母）親の責任であるといった理由で「赤ちゃんポスト」を否定する意見と、現代の子育ての状況からみると必要であるという意見とがあるが（図2の吹き出しも参照）、後者の容認する方がより多くなっている。それは、上記（2）で児童虐待の動向を、（3）や（4）で育児放棄の事件・事故の事例をみたことによって、そうした悲しい事件や育児放棄が起きるより良いと考えるようになってきているからである。「安易に育児放棄する母親」と「遺棄や虐待から救われた命、かわいそうな子ども」という図式がつけられてきている。

いずれにせよ、全体的には「赤ちゃんポスト」は聞いたことがある程度で、耳に「赤ちゃんポスト」と響くと、心情的に主観が先行してしまっていて、客観的に捉えたり考えたりするまでにはいたっていない状況があるといえる。そこで、「赤ちゃんポスト」の一つのビデオを視聴することとした。

2) 「赤ちゃんポスト」のビデオを見て

教材は、熊本市の慈恵病院に2007年5月にスタートした「こうのとりのゆりかご」のその後を追い、「アレ今どうなった？ 命を救いたい…`赤ちゃんポスト、現場で何が」と題してNHK総合テレビで2009年6月2日の0時10分～40分に放映された番組を録画したビデオである。このビデオが放映された後、2009年11月26日、熊本県の「こうのとりのゆりかご」検証会議から最終報告書が熊本県知事に提出され、それは新聞やテレビでも取り上げられた。その一つである「朝日新聞」2009年12月5日付記事「もっと知りたい！ 赤ちゃんポスト母親の苦悩」を新しい情報として参考に配布した。この検証会議の報告書は2010年3月に出版され（こうのとりのゆりかご検証会議 2010）、また熊本日日新聞でこうのとりのゆりかごの設置から続けられた取材のまとめも、授業を終える2010年12月に出版されている（熊本日日新聞「こうのとりのゆりかご」取材班 2010）。

教材とした番組（ビデオ）は、神田愛花アナウンサーの司会で、3人のアーティストとともに再現映像を見ながら「こうのとりのゆりかご」の存在について議論していくという構成になっている。主な内容は、この病院・施設の外觀が映し出され、慈恵病院の看護部長の田尻由貴子氏から赤ちゃんポスト「こうのとりのゆりかご」のシステムが相談体制との関わりで説明される。設置当時の大臣や政府関係者の批判的な発言の他、当時の社会の反応を再現し、こうのとりのゆりかごの利用状況が示される。そして、「こうのとりのゆりかご」に赤ちゃんを預けようとした3例の女性の状況を再現し（①結婚相手が行方不明になり、親にも言えずに臨月を迎えた女性、②陣痛が始まり、どうしようもなくなって泣きながら夕方SOSの電話をかけてきた関東地方の女性、③未成年女性が産んだ子どもを特別養子縁組に出した例）、共通性を見出していく。「虐待に無関心ではいけない」と、設置を決意した理事長の言葉を受けて、社会全体の無関心さについて問いかけ、さらに、「こうのとりのゆりかご」については賛否両論、いろいろな意見を持つと思うが、小さなことにも関心をもって、賛否両論の意見を出し合うことで進むのではないかと投げかけている。ビデオ視聴後の学生の自由記述には、たいてい賛否の立場、自分の立場の変容や意見などが記され、また論じ方には、子どもの立場（視点）からと母親の立場（視点）からという2つの立場（視点）を見ることができている。

学生の意見の特徴の一つは、「赤ちゃんポスト」に賛成する立場であったり、賛成に変わったという意見を記すものが多いことである。その理由の第一は、42人もの命が救われたということからであり（これはビデオが作成された時点でこうのとりのゆりかごに預けられた子どもの数字で、2009年9月末までとしたこうのとりのゆりかご検証会議（2010）の最終報告では51人である）、第二は、ビデオで解説され

た3人の女性の例などによって、女性が妊娠した経緯やおかれた状況を理解するからのことであり、第三に、そのことは、当該女性の個人的な問題としてだけでなく、現代社会の問題としてとらえられるからであり、そして第四に、何よりも、慈恵病院が献身的に充実させてきた相談体制や相談機能がバックにあることによって、単なる「赤ちゃんポスト」ではないことに納得していくからである。

ビデオを見ながら感じていく意見の特徴の二つめは、現代日本社会で実親子のみを是とする家族規範、育児責任として父親（男性）の姿が見えないこと、現代社会では「個別家族」を単位として育児責任が課されている、というような、「近代家族」像、「近代家族」規範に疑問を感じ始めていることである。

（6）アパート火災で焼死した2歳男児の母親が不起訴になった理由・背景から

最後に、（3）で取り上げたアパート火災で焼死した2歳男児の例に戻り、母親が不起訴になった理由や背景を示した。その資料は、朝日新聞朝刊 2007年3月29日付けと『経済』所収の川崎（2007）レポートである。

それらによると、この母親は3年ほど前に両親の反対を押し切って同い年のとび職の男性と結婚、夫は1年前に出て行った。普段はいつも男児を寝かせつけた後、自転車で20分かけて居酒屋へ行き、明け方4時まで調理のアルバイトをしていた。時給が高いことと、昼間子どもと一緒にいたかったから深夜勤めをし、この半年間一人残された子どもに異変はなかった。子どもの定期検診も欠かさず受診させていたなど、子ども思いで日ごころはしっかり子育てをしていた母親の姿が伝わってくる。一方、和光市内には深夜、子どもを預けられるような施設がないことも指摘されている。テーブルには手作りのおにぎりや菓子パン、牛乳とイチゴを置き、自宅アパートのドアを施錠して、子どもが怪我をするようなものは片付け、風邪をひかないようにコタツをつけて、30日、深夜の仕事を終えて子どもが目を覚ます前、早朝5時半ころに外出したのだという。

こうした背景や理由を読むと、多くは母親批判が同情と理解へと変わっていつている。また自分達が生きている社会の状況とはこういうものであるのかということにも気づいていくようである。

「今まで子どもを1人残して仕事に行っていたため、危険であるという意識が薄かったということが大きな原因であるということを知った。1人でずっと子育てをしていて、誰にも頼ることができなかったという背景が私はとても残酷だと感じた。」

「骨休めしなかったというように、母親も日頃の育児のストレスから、相当疲労がたまっていたのだと思う。……母親の子育てを手助けする施設をふやしていかなければ、このような、悲しい事件が増えてやまなくなると思った。」

「最初に記事を読んだときは『なんて母親なのか』と感じました。幼い子を残してスノーボードに行くなんて、と。しかし読みすすめるにつれて見えてきたのは社会の問題です。……社会制度がもっと充実していれば、そう思わずにはいられない事件だと思いました。こんな事件が二度と起こらないような社会になってほしいと思います。」

「前の授業で報道されたものだけを見ると、この母親は身勝手に自分の娯楽のためだけに子どもを殺してしまった事件だと思った。しかし、その背景には、たった1人で大変な思いで子育てをしていた母親の姿があることに気づかされ、……日本社会の現実も隠されていると感じた。……」

「たまたま今回この母子が問題になっただけで、今の世の中に似たような問題を抱える人々は大勢いるんだろうと思った。」

また、メディアの問題や見方について目を向ける者がかなり見られた。

「先週の授業では、母親の背景を知らず、普段から育児放棄をしていた親なのだ、という印象しかなかった。だから起訴猶予は甘い判断だと思っていた。しかし、この母親は若いシングルマザーではあるが、一生懸命働いていて、少し同情してしまった。一人でずっと頑張っていて、たまには

遊びたくなるときもあるだろうと思ってしまった。私たちが受ける情報やメディアなど、……一方的な見方であったりかた寄った内容が我々に伝えられることも多いので、……『若い親はこれだから……』という世間のイメージがついてしまうことは残念であると思う。」

「前回記事を読んで、なぜ母親が不起訴となったのか全く分からなかった。あの記事では、あきらかに悪い母親だったので、マスコミの力はおそろしいと思いました。母親が相談できる相手がないというのは、赤ちゃんポストと同じです。……こういった事件には目を向けなければならない背景があることが分かりました。」

とはいえ、なお、母親に育児責任を期待する意見が少数見られる。

「運が悪かったというのもあるし、多少は同情するが、やはり母親の責任は重いと思う。子どもが幼いから、ある程度成長するまでは我慢しなければならないと思う。子どもを育てるということは責任が伴うということを経験しなければならぬ。」

「母親に同情する気持ちと批判する気が半分半分という感じです。普段の母親の様子を考えればよくやっているなどは思えるけれども、やはり自分を犠牲にしても子どもを考えることが必要だと思う。」

4. まとめと課題

現代日本社会でも、深刻な家族問題が次々と起き、憂えられている。その背景には、「家族」の現実や人々の家族意識の変容に対して、家族研究においては歴史的産物であることが自明となっている「近代家族」³⁾規範や枠組みが、なお維持され、基準とされようとする事との間に齟齬をきたしているからであると捉えることができる（鈴木 2010、16-17）。

ところで、2008～2009年に改訂された学習指導要領の家庭科では、「少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった」「社会の変化に対応」し、「家族と家庭の役割」について理解することが一層重視されてきた。それはややもすれば、現実の家族に合わなくなってきている「近代家族」像へ押し込める方向になりかねないことが懸念される。こうした背景には、わが国では、政策面においても「家族・家庭」概念を見直そうとする動きが弱いと指摘される特徴がある（相馬 2011）。

そこで、小学校で家庭科を担当する可能性のある大学生が、自らの家族・家庭観と向き合う機会をつくることとし、それにあたり、児童虐待に照準して題材を設定した授業を試みた。

学生たちの当初の「家族」観を千田（2011）の「近代家族」の定義に照らして整理してみるなら、まずは「標準的」な家族形態、つまり「政治的・経済的単位である私的領域」としての「家族」のなかで守られ、十分に「家庭イデオロギー」の恩恵を受けている層であることがみてとれた。それゆえに、「家族・家庭」概念に向き合おうとする問題意識は容易には生じないであろう。そこで、児童虐待の事例や「赤ちゃんポスト」のことを提示すると、「母性イデオロギー」が頭をもたげて母親批判が放出されてくる。しかしそれらの背景が明らかになることによって、それらを社会的文脈において捉えようとする方向ももつようになる。

つまり、今回用いた児童虐待の事例や、熊本の慈恵病院の「このとりのゆりかご」の取り組みからは、「近代家族」にとらわれることの問題性に気づくことや、「近代家族」を超えようとする観点などが与えられ、「家族」学習の教材的意味があることをうかがうことができた。

とはいえ、今回は限られた時間の授業において、次々と教材を提示していっただけで、論点を整理して発展的に課題を積み上げていくことをしなかったし、できなかった⁴⁾。また、記述された意見や感想をマスとして押さえただけで、一人ひとりそれぞれがどのように意見・考えを変容させていったかという形でおさえるところまではいっていない。さらに、前半で捉えた学生の家族観と児童虐待の事例等の意見・感想等の分析の連続性も十分なされていない。これらはさらに課題として残しておく。

最後に、比較研究のできる題材をもってくること、例えば、“Nobody's Perfect”（完璧な人間などどこにもいない、完璧な親や完璧な子どもなど、存在しない）というカナダの子育て理念（三沢・幾島 2002）を参考に、日本の子育て文化・子育てに対する価値観などを比較してみることも有効であろうと考える。その子育て理念は、大事なのは、可能なかぎりベストをつくすことと、必要なときには、まわりから助けを借りることだとされ、例えば、親だって人間で、母親や父親にも自分の生活・自分の人生があるのだから、自分のことをするのは決して自己中心的なことではないし、自分の生活をする親の方が子どもの面倒もちゃんとみることができるといふこと等々が説かれている。ただし、そうした理念を可能にする状況、条件などがどうなっているのかということ併せて考察を進めることが必要である。それはつまり、「家族」について論じ、教材化していく際には、日本国憲法の基本的人権と子どもの権利条約の理念が全うされていく視点を据える必要があるということではないかと考える。なお、日本国憲法下においても、二つの人権観と二つの家族観が政治的課題として存在している状況にあって、「近代立憲主義人権観」に基づいた「個人主義的家族モデル」で、現代家族を『「制度（公序）としての家族」から『幸福追求の空間』としての家族へ、と展開してい」（辻村 2011）く家族観が培われた主権者を育むことが家庭科教育に求められているものと考え、そうした観点から家庭科および「家族」学習の理論や題材を求めることを、さらなる課題としていきたい。

注

- 1) 高等学校の「教科、科目の組織を改め」た1955年に改訂・発行された『高等学校学習指導要領 一般編』では、それまでの「家庭」と「家庭技芸」の2教科を「家庭」の1教科にまとめ、4単位の「家庭一般」他23科目が設定された（文部省 1955、文部省 1956）。しかも「家庭一般」は、全日制の普通課程においては女子の教養として履修させるようにし（文部省 1956、まえがき）、「家庭生活に関する基礎的な一般教養の科目」（文部省 1957、6）として位置づけた。その内容には、「経済循環における家庭生活の価値」として、労働力の再生産および次代の労働力の再生産の場としての家庭、産業への資金提供の場としての家庭、消費による生産の方向づけ、をあげている（文部省 1956、8）。つまり、国民経済の安定・発展のために「国家・社会の一単位としての役割を果たす」（文部省 1957、72-73）家庭が期待された。次いで、1960年に告示になった高等学校学習指導要領でも4単位の「家庭一般」他22科目がおかれ、「家庭一般」は女子のみ必修の科目とされていたが、女子のみ必修の最後の1978年告示の学習指導要領解説の家庭編では、「家庭一般」の内容解説に、「…望ましい家庭親を確立することが必要である。」「健全な家庭生活は、家族相互の理解と愛情によって結ばれる温かい人間関係を基調とするものであることを理解させ、望ましい家族関係を育てる…」（文部省 1979、17-18）などである。こうして、女性差別撤廃条約の批准のネックになった中等教育の女子のみの家庭科履修について検討するために当時の文部省に設置された委員会の報告には次のようなくだりがある。「高等学校『家庭一般』が、我が国の歴史と伝統の上に立ち、多くの国民の同意を得て、女子教育や母性教育のうえで大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、…」（家庭科教育に関する検討会議 1984、2）。
- 2) 戦後初めて発行された学習指導要領に示された小学校の教科表について次のように述べられている。「こゝに見られる教科で、これまでと違っているのは、1. ……新しく社会科が設けられたこと。2. 家庭科が、新しい名まえとともに、内容を異にして加えられていること。」（文部省 1947、12）。そしてその教科表は、1947年5月23日に制定された学校教育法施行規則で法的に位置づけられた。
- 3) いく人かの論者の「近代家族」の定義を踏まえて、千田（2011、63）は、「政治的・経済的単位である私的領域であり、夫が稼ぎ手であり妻が家事に責任をもつという性別役割分業が成立しており、ある種の規範セット（「ロマンティックラブ」「母性」「家庭」イデオロギー）を伴う」という定義を示している。また、「近代家族とは近代国民国家の基礎単位とみなされた家族である」という西川（2000、16）の定義は重要であり、千田（2011、63）は、自らの定義の「政治的・経済的単位である私的領域」はほぼ同じ意味であるという。
- 4) 筆者の大学での授業と同時期、本学大学院教育学研究科に在学する横浜市立ろう特別支援学校の山田美砂子教諭が、高等部3年生の家庭科の授業で、同じ題材を用いた授業をした。山田は、大阪の2児放置死事件を扱った後、「初めは母親としての無責任さを痛烈に批判する意見が出されたが、一面的な批判に終わらせないために論点を次の3つに絞り話し合わせた。1. 若くして子どもを生むことについて、2. 母親だから責任を持つということについて、3. 離婚し育児は母親一人が背負うことについて」（山田・鈴木 2011）としたことは大いに参考になる。

引用文献 (50音順)

- 家庭科教育に関する検討会議、1984、「今後の家庭科教育の在り方について（報告）」
- 川崎二三彦、2007、「児童相談所の窓口から」、『経済』No.143（2007年8月号）、28-31
- 熊本日日新聞、2010、「こうのとりのゆりかご」取材班編『揺れるいのち 赤ちゃんポストからのメッセージ』、旬報社
- こうのとりのゆりかご検証会議編、2010、『こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの—いのちのあり方と子どもの権利』、明石書店
- 坂田和子、2001、『『家族の問題』を語りはじめよう』、全国生活指導研究協議会編『生活指導』No.573、8-13
- 鈴木敏子、2004、「『家族』をどうとらえたらいいのだろうか」、日本家庭科教育学会編『衣食住・家族の学びのリニューアル』、明治図書、54-59
- 鈴木敏子、2009a、「21世紀家族の展望—近代家族を問い直し、その先を見通す—」、金田利子・齋藤政子編『家族援助を問い直す 第二版』、同文書院、15-33
- 鈴木敏子、2009b、「大学生の家族観からみる家庭科における『家族』に関する学習の課題」、『(社)日本家政学会第61回大会研究発表要旨集』、99
- 鈴木敏子、2010、「生活枠組みの変容と新たな生活経営主体の形成」、(社)日本家政学会生活経営学学会編『暮らしをつくりかえる生活経営力』、朝倉書店、16-25
- 千田有紀、2011、『日本型近代家族 どこから来てどこへ行くのか』、勁草書房
- 相馬直子、2011、「家族政策の日韓比較」、後藤澄江・小松理佐子・野口定久編『家族／コミュニティの変貌と福祉社会の開発』（日本・韓国—福祉国家の再編と福祉社会の開発 第2巻）、中央法規出版、73-93
- 中央教育審議会、2008、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について（答申）」
- 辻村みよ子、2011、「二つの憲法観と人権・家族」、辻村みよ子『憲法から世界を診る—人権・平和・ジェンダー [講演録]—』、法律文化社、61-83
- 西川祐子、2000、『近代国家と家族モデル』、吉川弘文館
- 三沢直子監修・幾島幸子翻訳（ジャニス・ウッド・キャタノ著）、2002、『完璧な親なんていない！普及版～カナダ生まれの子育てテキスト～』、ひとなる書房
- 文部科学省、2008、『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』、教育図書
- 文部省、1947、『学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度』、中等学校教科書株式会社
- 文部省、1955、『高等学校学習指導要領 一般編 昭和31年改訂版』、教育図書
- 文部省、1956、『高等学校学習指導要領 家庭科編 昭和31年度改訂版』、教育図書
- 文部省、1957、『高等学校家庭科学習指導書 上』、実教出版
- 文部省、1979、『高等学校学習指導要領解説 家庭編』実教出版
- 山田美砂子・鈴木敏子、2011、「聾学校高等部家庭科における『共生社会と福祉』を考える授業の構築—『児童虐待』『赤ちゃんポスト』報道を題材にした授業より—」、『日本家庭科教育学会第54回大会研究発表要旨集』、34-35